

北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」

英語での行政手続き (健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働保険) 提案説明資料

令和6年（2024年）3月26日
北海道・札幌市

法人設立手続の英語対応に係る問題点

法律

○労働徴収法第四条の二 (保険関係の成立の届出等)

前二条の規定により保険関係が成立した事業の事業主は、その成立した日から十日以内に、その成立した日、事業主の氏名又は名称及び住所、事業の種類、事業の行われる場所その他厚生労働省令で定める事項を政府に届け出なければならない。

施行規則

○労働徴収法施行規則四条 (労働保険関係成立届)

法第四条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業の名称
- 二 事業の概要
- 三 事業主の所在地
- 四 事業に係る労働者数
- 五 事業の期間が予定される事業（以下「有期事業」という。）にあつては、事業の予定される期間
- 八 事業主が法人番号（中略）を有する場合には、当該事業主の法人番号

様式

様式第1号（第4条、第64条、附則第2条関係）（1）（表面）

⑯種別

労働保険

- 0：保険関係成立届（継続）（事務処理委託届）
- 1：保険関係成立届（有期）
- 2：任意加入申請書（事務処理委託届）

中央
労働局長
労働基準監督署長
公共職業安定所長
※労働保険番号

下記の通り
(イ) 届けます。(31600又は31601のとき)
(ロ) 労災保険
(ハ) 雇用保険

※修正項目番号 ※漢字修正項目番号 都道府県 所掌 管轄(1) 基本番号 枝番号

郵便番号 住所 市・区・地名

⑰住所（カ）
住所（つづき）町村名
住所（つづき）丁目・番地
住所（つづき）マンション・ビル名等

<日本語で記入した様子>

様式第1号（第4条、第64条、附則第2条関係）（1）（表面）

⑯種別

労働保険

- 0：保険関係成立届（継続）（事務処理委託届）
- 1：保険関係成立届（有期）
- 2：任意加入申請書（事務処理委託届）

中央
労働局長
労働基準監督署長
公共職業安定所長
※労働保険番号

下記の通り
(イ) 届けます。(31600又は31601のとき)
(ロ) 労災保険
(ハ) 雇用保険 } の加入を申請します

※修正項目番号 ※漢字修正項目番号 都道府県 所掌 管轄(1) 基本番号 枝番号

郵便番号 住所 市・区・地名

⑰住所（カ）
住所（つづき）町村名
住所（つづき）丁目・番地

⑱名称・氏名
名称・氏名
名称・氏名（つづき）

<記入の案内（英語ガイド）>

Reference 1 Example of description

様式第1号（第4条、第64条、附則第2条関係）（1）（表面）

Letting others know is a crime in Japanese law. Please be careful when providing information to others.

Reference 1 Example of description

Notice of establishment of insurance relation (continuation)
(notice of consignment of paperwork)

1: Notice of establishment of insurance relation (fixed term)
2: Application form of voluntary enrollment (notice of consignment of paperwork)

Relieve 5 April 7

法人番号 31600

労働保険

00 - x x x x

1 - x - x - x

千代田区

カサミカセキ

1 - x - x - x

カサミカセキ

カサミカセキ

カサミカセキ

株式会社

カサミカセキ

株式会社 カサミカセキ

For submission

Relieve 5 April 7

株式会社 カサミカセキ

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

TEL 03-XXXX-XXXX

34 095

103 - x x x x - x x x x

株式会社 カサミカセキ

1: Notice of establishment of insurance relation (fixed term)
2: Application form of voluntary enrollment (notice of consignment of paperwork)

Relieve 5 April 7

株式会社 カサミカセキ

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

TEL 03-XXXX-XXXX

34 095

103 - x x x x - x x x x

株式会社 カサミカセキ

法人設立手続の英語対応に係る問題点

現状と課題

1. 海外企業・外国人が法人設立をする際の行政手続として、「健康保険法施行規則」、「厚生年金保険法施行規則」、「雇用保険法施行規則」、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」等に基づく各種届出が必要であるが、各法令で定められている様式は日本語のみであり、**実態として日本語での記載・申請が求められている。**
2. 日本語での記入については、記入ガイドやAIツール・翻訳機能等の利用も考えられるが、**日本語ができない手続き者等が自ら読み書きすることができず、結局は自ら真正性を確認することが出来ず行政書士等への委託に頼らざるを得ないのが実情**
3. その際、**自ら読み書きすること出来ない外国語の記載の真正性を担保**するため、**一定の信頼性を有する書士等を選定**することが必要で相当の手間や費用が発生するほか、**内容面についての自らの理解も十分広がらない**
 (※) 開業手続きに限らないものの、「金融創業支援ネットワーク」モデル事業の補助上限額は2,000万円
4. 多数の手続きが存在するため、その都度、書式の確認や事業者への委託等を迫られる手間も存在し、スタートアップ等の事業者を含め、本邦への進出に相当の障害となっている旨が指摘されている
 ⇒ 法人設立までに株式会社全体で**平均約3週間**を要すると言われており、外国人であればさらに長い期間を要する見込み

現地での使用言語のみの様式イメージ

英語併記の様式イメージ

รูปแบบที่ 1 (เกี่ยวข้องกับมาตรา 4, มาตรา 64 และบทบัญญัติเพิ่มเติมมาตรา 2) (1) (ด้านหน้า)

รูปแบบที่ 1 (เกี่ยวข้องกับมาตรา 4, มาตรา 64 และบทบัญญัติเพิ่มเติมมาตรา 2) (1) (ด้านหน้า)

Format No. 1 (related to Article 4, Article 64, and Supplementary Provisions Article 2) (1) (front)

16 ประเภท

3 1 6 0 0

ประกันแรงงาน

ยื่น

ผู้ยื่นเอกสารให้แรงงาน
ผู้ยื่นเอกสารต่อสมาคมมาตรฐานแรงงาน
ผู้ยื่นเอกสารต่อสำนักงานประกันสังคม (แจ้งการขอขยายให้ใช้สิทธิ)

ตั้งต่อไปนี้

(ข) ส่งมอบเงิน (เมื่อ 31600 หรือ 31601)
(ข) การประกันค่าทดแทนคนงาน
(ค) การประกันค่าจ้างแรงงาน

หมายเหตุประกันแรงงาน

จังหวัด	อำเภอ	ตำบล/แขวง	หมายเลขหลัก	หมายเลขสาขา

รหัสไปรษณีย์

1 0 0 - × × × ×

ที่อยู่ (ต่อ) ชื่อเมือง/หมู่บ้าน

คาสุมิ กาศึกิ

ที่อยู่ (ต่อ) ถนน/เลขที่ถนน

1-×-×

16 ประเภท/type

3 1 6 0 0

ประกันแรงงาน/Labor insurance

ยื่น /Central

ผู้ยื่นเอกสารให้แรงงาน /Director of Labor Standards Inspection
ผู้ยื่นเอกสารต่อสมาคมมาตรฐานแรงงาน /Director of Public Employment Security Office

ตั้งต่อไปนี้ /As below

หมายเหตุประกันแรงงาน

จังหวัด /prefectures	อำเภอ /sub-district	ตำบล/แขวง /township	หมายเลขหลัก /Core number	หมายเลขสาขา /Branch number

รหัสไปรษณีย์/Postal Code

1 0 0 - × × × ×

ที่อยู่ (ต่อ) ชื่อเมือง/หมู่บ้าน /Address(continued) Town/Village Name

คาสุมิ กาศึกิ /Kasumigaseki

ที่อยู่ (ต่อ) ถนน/เลขที่ถนน /Address(continues) Street/Ban number

1-×-×

3

提案内容及び必要な規制改革等

■各種届出様式（※）の英語様式を作成すること。

⇒関連規則の改正が必要

■実体的な運営上も、英語で作成した書類の提出を認めること。

⇒事務システムの改修、窓口運営の変更といった分野での対応が必要

参考

※英語様式が必要と想定している届出様式

① 健康保険・厚生年金保険

新規適用事務所の届出、被保険者の資格取得の届出、ローマ字氏名届及び健康保険被扶養者（異動）届、国民年金3号被保険者資格取得届

② 雇用保険

被保険者となったことの届出様式及び事業所の設置等の届出様式

③ 労働保険

労働保険関係成立届、労働保険概算保険料申告書、適用事業報告、就業規則届、時間外労働・休日労働に関する協定書

実現される姿

- 海外企業・外国人が法人設立をする際の行政手続において、**日本語での書類の記載・申請が不要**となり、開業に掛かる時間や費用の負担が軽減される。
- また、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働保険それぞれに係る手続き個別に限らず、広く英語での手続きが可能になった場合、**非日本語話者でも本人が真正性を確認**できるほか、**法律の趣旨等の理解**にも役立つ。さらには、**土業への委託コストを一定程度削減**できる可能性もある。
- こうした結果、「**国際金融都市**」としてのビジネス環境が整備され、海外企業（資産運用会社、GX企業等）の札幌市への参入促進、市内・産業の活性化に寄与することが考えられる。
- 英語であれば**申請側・受理側双方にとって比較的判別が容易**であり、英語に限って例外とすることが考えられる。

参考

- 上記のほか、上陸申請や在留資格認定証明書の申請手続き（出入国管理庁関連）、定款認証手続き、法人設立登記手続き（法務省関連）についても、英語で手続きを実施することが出来るよう、規制改革を提案しているところ
- ※いづれも、様式・見本・記入言語のそれぞれに英語を導入し、日本語併記の場合には、英語も正本として認めることが出来るよう、要望している。
- 幅広い様式の英語化が実現することで、利便性が相乗的に改善することが期待される

取組みの推進

- 英語を用いた法人設立等の手続きについては、地元自治体としても、**ワンストップでの支援センター整備やオンライン手続き支援のサービス利用などを進め、体制・支援の強化を図っていく方針**
- 札幌市では、「**ビジネス・暮らしの英語ワンストップ相談窓口**」を開設し、英語で、**ビジネス推進や従業員の暮らし等に関する相談対応をワンストップで行うコンシェルジュ機能を提供**していくほか、「法人設立ワンストップサービス」（デジタル庁による、法人設立手続きをオンラインを利用して実施するサービス）を活用するなど、**手続き迅速化も進めていく方針**
- また、キャッシュレスの推進、多言語・ピクトグラムでの案内表示を含めた**ユニバーサルデザイン化やバリアフリー化**など、外国人を含む総合的な生活環境の向上も進めていく

本提案により呼び込みたい人材

- GX投資等のインフラ投資については、風況等の気候・地勢的条件等を実地確認も含めて調査し、戦略的に投資判断を行うことが一般的。また、投資実行後も、稼働状況、地域との協働、環境変化等を検討・実施しつつ、対応を進めることとなる。
- このため、ファンド等の投資主体・投資家には、金融とインフラ双方の知見が必要であり、当市で実施した外国調査でも、海外GX投資家等で、ファンドに、再生可能エネルギー、金融・投資、インフラ投資の専門家を集約するなど、こうした人材の集約化や一体化、投資先または近隣拠点への人員配置等が進んでいることが確認されたところ。
- 就労資格に沿って具体的な想定を挙げると、「高度専門職」、「経営・管理」、「企業内転勤」、「スタートアップ」、また、現在別途要望を行っている「スタートアップ投資家」関連が主な対象として想定されると考えている。